

# 18歳以上の中等度難聴の方に 補聴器の購入費を助成します



聴力の低下により日常生活に支障をきたしている中等度難聴者の補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の維持・向上による介護予防、認知症の発症・進行予防、健康増進を図ります。また、補聴器装用の効果について検証するため、アンケート調査を実施します。

## 対象者

聴力が身体障害者手帳の交付対象とならない、以下のすべての条件を満たす方です。

- 1 市民税非課税世帯で、18歳以上の市民
- 2 両側の耳の聴力レベルが40 dB以上
- 3 医師により補聴器装用の必要性を認める意見書をもらえる
- 4 過去にこの事業による助成を受けていない

## 助成額

補聴器購入費用の2分の1以内（上限2万円）

## 注意事項

- 事前の申請が必要です（購入後の申請はできません）。
- 助成の対象となる補聴器は、医療機器であるものに限りです。
- 補聴器の付属品単体での購入、修理、部品交換、調整等の費用は対象外です。
- 助成は予算の範囲内で行います。

## アンケート調査への協力

補聴器購入前と、購入からおよそ1年後に、アンケート調査にご協力いただきます。

## 問い合わせ先

会津若松市高齢福祉課(栄町第二庁舎1階)高齢者福祉グループ  
電話 0242-39-1291